

## 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

[2024年4月1日現在]

当事業所はご契約者に対して福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1. 事業所の概要

- |                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| (1) 事業者名         | 社会福祉法人ぱる                           |
| (2) 事業所名         | 社会福祉法人ぱる 介護ステーションぱる戸田              |
| (3) 事業所の所在地      | 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号                  |
| (4) 居宅介護サービスの種類  | 指定福祉用具貸与 指定介護予防福祉用具貸与              |
| (5) 介護保険指定事業所番号  | 埼玉県指定 1171900598                   |
| (6) 事業所代表者       | 理事長 福本 京子                          |
| (7) 管理者          | 長谷部 武史                             |
| (8) 電話番号         | 048-434-6205                       |
| (9) FAX番号        | 048-434-6176                       |
| (10) 通常のサービス提供地域 | 蕨市、戸田市、川口市、さいたま市（南区・緑区・中央区・浦和区・桜区） |

\*埼玉県内で上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### 2. 事業所の運営方針

当事業所は社会福祉法人ぱるの福祉事業として、高齢者や家族の方々が住み慣れた所で、地域に住む方々と一緒にいつまでも安心して暮らしていける、そんな街づくりのお手伝いをしたいと思っています。そして、「年をとっても、普段の暮らしができるお手伝い」これが私たちのサービスへの思いです。

- (1) 要支援又は要介護高齢者等の自立の支援や介護者の介護負担軽減に資する福祉用具を選定・提供することに徹します。
- (2) 自らの努力でサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うとともに、評価に基づく改善を図るよう努力します。
- (3) 常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与します。
- (4) 利用者からの苦情に適切かつ迅速に対応できるよう努めます。

### 3. 事業所の職員体制等

- (1) 管理者 1名（兼任）
- (2) サービス従事者 2名（福祉用具専門相談員2名）

### 4. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（祝祭日も含む）
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで
- (3) 休日 土曜・日曜及び年末年始（12/31～1/3）

### 5. 福祉用具の消毒及び保管

当事業所が貸与する福祉用具の消毒及び保管は、株式会社ランダルコーポレーション及びアピリティーズケアネット株式会社及びパラマウントケアサービス株式会社に委託し、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を提供します。

### 6. サービス利用料及び支払い方法

- (1) 利用料金 別添「福祉用具レンタルカタログ」の表示金額のとおりです。

- (2) 交 通 費 ..... 円  
 通常サービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費(実費相当)が必要となります。また、福祉用具の搬入出に特別な措置が必要な場合の費用(実費相当)が必要となります。
- (3) 法 定 代 理 受 領  
 居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)を作成していないなど「償還払い」となる場合には、一旦利用料金の全額(10割)をお支払いいただき、その後市町村に対して領収書を添付して、介護保険負担割合証に記載の割合(1割・2割・3割)に応じた額を除いた残りの料金を請求することになります。  
 公的介護保険外のサービスとなる場合は、全額自己負担となります。居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)作成の際、介護支援専門員にご相談ください。
- (4) 利用料金のお支払い方法  
 初回月は納品時に現金にてお支払いいただきます。  
 次回以降は当事業所の指定口座にお振込みいただきます。又は郵便局・金融機関からの指定口座で引き落としでの支払いとなります。その際の手数料は当事業所にて負担します。

## 7. レンタル申込み後のキャンセル料金について

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)が作成された後にサービスの利用を中止される場合には、納品日の前日の午後5時までに所定の連絡先までご連絡ください。その際のキャンセル料はかかりません。
- (2) 次の場合、キャンセル通告の時間によりキャンセル料金が異なります。
- ① 利用者宅に配送中もしくは納品組立前にキャンセルの通告を受けた場合  
 …月額レンタル料の50%相当額のキャンセル料を請求します。
  - ② 利用者宅に搬入組立直後にキャンセルの通告を受けその場で商品を引き取れる場合  
 …月額レンタル料の80%相当額のキャンセル料を請求します。
  - ③ 利用者宅に搬入・組立・使用説明が終了し受取り印捺印後にキャンセルの通告を受け再訪問による商品引取りの場合  
 …月額レンタル料の100%相当額のキャンセル料を請求します。

## 8. 納品後の商品移動料金について

納品後、お客様の都合によりベッドなど大型の福祉用具を移動する場合は、保険適用外の自己負担として別途費用を請求します。料金は次のとおりです。

- (1) 室内内部での分解しないことを条件としての移動の場合 … 8,000円より
- (2) 分解して同建物の同フロアに移動・組立の場合 … 15,000円より
- (3) 分解して同建物内の別階のフロアに移動・組立の場合 … 18,000円より
- (4) 引越し等に伴う移動で同日内に移動・組立が終了できる場合 … 28,000円より
- (5) その他、運搬する地域が異なる場合 … 別途見積り

## 9. 相談及び苦情への対応

サービスに関する相談や苦情についての対応窓口

〔相談窓口〕 社会福祉法人ぱる 介護ステーションぱる戸田

〔苦情受付担当者〕 長谷部 武史

〔苦情解決責任者〕 在宅サービス部長 吉野 亜矢

※苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによる、円滑な解決に努力をします。

〔電話番号〕 048-434-6205

〔対応時間〕 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで

\*当事業所以外にも、市町村の相談・苦情窓口および国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

〔戸 田 市 介護保険担当〕	048-441-1800
〔蕨 市 介護保険担当〕	048-432-3200
〔川 口 市 介護保険担当〕	048-258-1110
〔さいたま市南区 介護保険担当〕	048-838-1111
〔さいたま市緑区 介護保険担当〕	048-874-1111
〔さいたま市中央区 介護保険担当〕	048-856-1111
〔さいたま市浦和区 介護保険担当〕	048-825-1111
〔さいたま市桜区 介護保険担当〕	048-858-1111
〔埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口〕	048-824-2568

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	日新火災海上保険株式会社
加入保険	総合賠償責任保険

## 11. 業務継続計画の策定について

(1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練（年1回以上）を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 感染症の予防およびまん延の防止について

(1) 職員その他の従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

(2) 当事業所内において、感染症の発生またはそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに対応を行います。

(3) 感染症の利用者またはそれらの疑いのある方の状態に応じ、管轄の市町村または保健所に報告し指示を求めること、その他の措置を講じます。

## 13. 虐待防止のための取り組みについて

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

〔虐待防止に関する責任者〕 管理者 長谷部 武史

(2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

(3) 利用者およびその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに担当の居宅介護支援事業所または地域包括支援センター、および管轄の市町村の窓口に通報します。

## 14. サービス利用にあたっての禁止事項について

事業者は、利用者・家族・関係者において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了することがあります。

(1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

(3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS などに掲載すること

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

【事業所】〔住 所〕 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号  
〔事業者名〕 社会福祉法人ばる  
〔事業所名〕 福祉用具貸与 介護ステーションばる戸田  
〔代表者〕 管理者 長谷部 武史 印

〔説明者〕 \_\_\_\_\_ 印

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏名〕 \_\_\_\_\_ 印

【代理人】〔住 所〕 \_\_\_\_\_

〔氏名〕 \_\_\_\_\_ 印